



2024年5月10日

各 位

会社名 オーベクス株式会社  
代表者 代表取締役社長 栗原 則義  
(コード：3583 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理部長 塚越 孝弘  
(TEL：03-6701-3200)

## 株式報酬制度（BBT）の改定に関するお知らせ

当社は、2016年6月24日開催の第131期定時株主総会において当社の取締役、監査役及び一部の当社子会社の取締役を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「現行 BBT 制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2023年6月23日開催の取締役会において現行 BBT 制度の対象者に当社の執行役員を追加することを決議し、現在に至っておりますが、本日開催の取締役会において、現行 BBT 制度の一部を改定し、対象者を当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び一部の当社子会社の取締役（以下、「取締役等」といいます。）に変更するとともに、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「本制度」といいます。）に改定することを決議し、本制度に関する議案を2024年6月25日開催の第139期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定の背景及び目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に現行 BBT 制度を本制度に改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

#### 2. 本制度の概要及び現行 BBT 制度からの改定の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

現行 BBT 制度からの改定内容は、以下の通りです。（なお、現行 BBT 制度の内容については、2016年5月13日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」及び2023年6月23日付「株式給付信託（BBT）の改定に関するお知らせ」をご参照ください。）

項目	現行 BBT 制度	本制度
本制度の対象者	当社の取締役、執行役員、監査役及び一部の当社子会社の取締役	当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じとします。）、執行役員及び一部の当社子会社の取締役 （監査役は、本制度の対象外とします。）（注1）
当社株式等の給付を受ける時期	当社株式等の給付を受ける時期は、原則として役員等の退任時とします	当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします（注2、3、4）
当社株式等の給付に当たり基準となるポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）	退任時まで付与されたポイントを合計した数	受益権確定時まで付与されたポイント数
1 事業年度あたりに付与されるポイント数の合計の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役分として 12,160 ポイント（うち社外取締役分として 400 ポイント）</li> <li>・当社の執行役員分として 2,880 ポイント</li> <li>・当社の監査役分として 800 ポイント</li> <li>・本制度の対象となる一部の当社子会社の取締役分として 4,080 ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取締役分として 13,440 ポイント</li> <li>・当社の執行役員分として 5,040 ポイント</li> <li>・本制度の対象となる一部の当社子会社の取締役分として 7,980 ポイント</li> </ul>
対象期間	2017 年 3 月末日で終了した事業年度から 2020 年 3 月末日で終了した事業年度までの 4 事業年度及びその後の 4 事業年度ごとの期間	2025 年 3 月末日で終了する事業年度から 2026 年 3 月末日で終了する事業年度までの 2 事業年度及びその後の 2 事業年度ごとの期間
対象期間ごとに本信託に追加拠出する金額	119,520 千円を上限として、本信託に追加拠出します（注5）	本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出します（注6）
本信託による当社株式の取得方法	取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします	取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法、又は当社が発行する新株を引き受ける方法によりこれを実施することとします
各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限	—	52,920 株

- (注1) 本制度の対象者とならない当社の社外取締役及び監査役に付与されたポイントについては、本株主総会后、当社が別途定める時期に、当該社外取締役及び監査役に、その一部は当社株式として給付し、残部は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付します。
- (注2) 2024年3月末日で終了した事業年度までに関して取締役等に付与されたポイントについては、本制度に関する議案の承認可決を条件に、本株主総会后、当社が別途定める時期にその一部は当社株式として給付し、残部は当該取締役等の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付します。
- (注3) 取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。
- (注4) ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会決議により、給付を受ける権利を取得できないこととします。
- (注5) 追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、役員等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、119,520千円から残存株式等の金額（株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。
- (注6) 信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当するとともに、本制度に関する議案の承認可決時点における信託財産内に残存する当社株式の数と、当該時点において現行BBT制度に基づいて現行BBT制度の対象者に付与済みのポイントとを比較して、給付を行うために合理的に必要な株式数の取得に必要と認める資金を、本制度に関する議案の承認可決後、本信託に追加拠出することとします。

### 3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は一部の当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）における取締役等の地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役等の地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以 上